

「基本協定書(案)」に関する事項

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	1	第2条	第2項			市及び審査委員会の要望事項又は指摘事項	「～、本事業の入札手続における市及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。」とありますが、要望事項により追加費用又は増加費用が発生した場合は、当該費用を市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	原則として市は追加費用について負担しませんが、過大な必要負担が伴う場合には協議に応じます。
2	2	第6条	第3項			事業契約	第3項の規定は、本事業の入札手続に関するもの以外の事由であっても適用される(つまり本契約を成立させない)との理解でよろしいでしょうか。その場合、例えば他事案において審決取消し訴訟中の企業が棄却判決を受けると契約できないこととなりますので、当該企業が応札することは多大なリスクがあることとなります。従って、第3項の規定は、本事業の入札手続に関するものに限定いただけませんか。(第10条においては、本事業の入札手続に関してと限定されていますので、同様の取り扱いをお願いいたします。)	基本協定書(案)のとおりとします。
3	3	第6条				事業契約	市の事由により事業契約に至らなかった場合(議会承認が得られなかった場合等)に、選定グループが被った損害についての規定がありません。市の事由による場合は、市のリスク(実施方針 別紙3)となりますので、当該規定を追加願います。	基本協定書(案)第8条の規定によります。
4	2	第6条	3			仮契約及び事業契約の不成立	当該事由が本事業の入札手続に関するものであるとき選定グループのいずれかが次のいずれかの事由に該当したときは市は仮契約を締結せずとのことですが、選定グループの『いずれか』に該当する団体とは代表企業、構成員、協力企業、その他の企業及び関係人まで含まれるのでしょうかご教示願います。	基本協定書(案)のとおりとします。
5	3	第6条	第3項			違約金または損害賠償に係る連帯保証	「～違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが、帰責者以外の会社が連帯保証を求められるのは、事業者にとって非常に厳しい条件であることから、あくまで帰責者が負担する内容に条文を変更していただけないでしょうか。地元企業等が参加する上で、非常に制約になる条文となっていると思慮いたします。	基本協定書(案)のとおりとします。
6	3	第6条	第3項	第1号 ～第6号			(1)から(6)に示される事由は、本事業に関しての事由であると理解して宜しいですか。	基本協定書(案)のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
7	3	第8条				事業契約の不調	「事由の如何を問わず事業契約に至らなかった場合には、～本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、～」とありますが、事業者帰責の場合は、違約金が請求されるにも関わらず、事業者帰責以外の場合において、市が一切費用を負担しないのは、公平性の観点からもあまりにも事業者側に不利な条文となっています。事業者の帰責以外による場合は、提案費用を市が負担する内容に変更していただけないでしょうか。事業者は莫大な時間と費用をかけて提案作業を行っていることをご認識いただきたく存じます。現状の条文のままでは、入札自体に参加することができない状況となると思慮いたします。	基本協定書(案)のとおりとします。
8	3	第8条				事業契約の不調	循環型社会形成推進交付金の申請は、基本設計業務又は実施設計業務完了後に申請をするものと思慮いたしますが、もし事業契約の締結に至らずそれまでの費用は事業者が負担することになるのであれば、事業者としては、リスクが高く設計業務に取り掛かることができません。そのため、事業契約締結に至る交付金手続きと、設計業務開始の時期をどのようにお考えかご教示下さい。また、その際の費用負担についてもどのようにお考えかご教示下さい。	H21.3.31付でH21～H25年度に対する総基本額の内示を受けています。
9	3	第8条				事業契約の不調	事業予定者側の責により契約に至らなかった場合は、事業予定者側に違約金(別途損害賠償金)の負担が求められていますが、市側の責により契約に至らなかった場合は、本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とするのではなく、事業予定者に対する何らかの救済措置をご検討願います。	基本協定書(案)のとおりとします。
10	4	第10条				救済措置	「事業契約成立後においても第6条第3項各号所定のいずれかの事由に該当する場合、市は本契約を解除することができる」と記載されていますが、第6条第3項各号所定のいずれかの事由による解除権の設定は、事業契約成立までとするべきではないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
11	5	第11条	第3項			秘密保持等	(1)～(4)において、金融機関の明記がありません。事業契約書第74条では金融機関の明記があり、平仄が取れていないと料料しますので、修正いただけませんか。	事業者選定後、金融機関に係わる提案であった場合には規定します。